

廃室発第69号

令和3年1月12日

原子力規制委員会 殿

所在地 東京都台東区上野五丁目2番1号

申請者名 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 村松 衛

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について

令和2年9月4日付け廃室発第39号をもって変更認可申請いたしました敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書を下記の通り一部補正いたします。

記

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を、別添の敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和2年9月4日 廃室発第39号）の補正前後比較表の変更後欄のとおり一部補正する。

以上

別添

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書
(令和2年9月4日 廃室発第39号) の補正前後比較表

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年9月4日 廃室巻第39号）補正前後比較表

変更前		変更後																																																																			
四 廃止措置対象施設及びその敷地		四 廃止措置対象施設及びその敷地																																																																			
<p>表4-1 廃止措置対象施設（1/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>生体しゃへい体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドラライウエル周囲の壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建物外壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱装置（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建物クレーン（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>キャスク除染設備（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料移送装置（2号炉原子炉建屋内）*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>除染装置（2号炉原子炉建屋内）*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備（2号炉原子炉建屋内）*1</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	生体しゃへい体	原子炉容器外側の壁		ドラライウエル周囲の壁		原子炉建物外壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置（1号炉原子炉建物内）		原子炉建物クレーン（1号炉原子炉建物内）		キャスク除染設備（1号炉原子炉建物内）		燃料移送装置（2号炉原子炉建屋内）*1		除染装置（2号炉原子炉建屋内）*1		新燃料貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建物内）		使用済燃料貯蔵設備（2号炉原子炉建屋内）*1	<p>表4-1 廃止措置対象施設（1/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>生体しゃへい体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドラライウエル周囲の壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建物外壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱装置（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建物クレーン（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>キャスク除染設備（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料移送装置（2号炉原子炉建屋内）*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>除染装置（2号炉原子炉建屋内）*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備（2号炉原子炉建屋内）*1</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	生体しゃへい体	原子炉容器外側の壁		ドラライウエル周囲の壁		原子炉建物外壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置（1号炉原子炉建物内）		原子炉建物クレーン（1号炉原子炉建物内）		キャスク除染設備（1号炉原子炉建物内）		燃料移送装置（2号炉原子炉建屋内）*1		除染装置（2号炉原子炉建屋内）*1		新燃料貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建物内）		使用済燃料貯蔵設備（2号炉原子炉建屋内）*1
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																			
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																			
	燃料体	燃料集合体																																																																			
	原子炉容器	原子炉容器																																																																			
	生体しゃへい体	原子炉容器外側の壁																																																																			
		ドラライウエル周囲の壁																																																																			
		原子炉建物外壁																																																																			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置（1号炉原子炉建物内）																																																																			
		原子炉建物クレーン（1号炉原子炉建物内）																																																																			
		キャスク除染設備（1号炉原子炉建物内）																																																																			
		燃料移送装置（2号炉原子炉建屋内）*1																																																																			
		除染装置（2号炉原子炉建屋内）*1																																																																			
		新燃料貯蔵設備																																																																			
	使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建物内）																																																																				
	使用済燃料貯蔵設備（2号炉原子炉建屋内）*1																																																																				
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																			
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																			
	燃料体	燃料集合体																																																																			
	原子炉容器	原子炉容器																																																																			
	生体しゃへい体	原子炉容器外側の壁																																																																			
		ドラライウエル周囲の壁																																																																			
		原子炉建物外壁																																																																			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置（1号炉原子炉建物内）																																																																			
		原子炉建物クレーン（1号炉原子炉建物内）																																																																			
		キャスク除染設備（1号炉原子炉建物内）																																																																			
		燃料移送装置（2号炉原子炉建屋内）*1																																																																			
		除染装置（2号炉原子炉建屋内）*1																																																																			
		新燃料貯蔵設備																																																																			
	使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建物内）																																																																				
	使用済燃料貯蔵設備（2号炉原子炉建屋内）*1																																																																				
*1 2号炉との共用施設（一部共用を含む。）		*1 2号炉との共用施設（一部共用を含む。）																																																																			
		<p>廃止措置対象施設の追加（使用済燃料輸送器）</p>																																																																			
		備考																																																																			

注）二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 (令和2年9月4日 廃室発第39号) 補正前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>2. 5 保安に関すること</p> <p>燃料体の炉心への再装荷を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「<u>△核燃料物質の管理及び譲渡し</u>」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 2 解体の方法</p> <p>4. 2. 1 <u>施設の解体方法</u></p> <p>施設の解体方法を表5-2に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 2. 2 <u>廃止措置期間中に新たに導入する設備</u></p> <p><u>廃止措置期間中に新たに導入する設備を表5-3に示す。導入にあたっては、「五 1 廃止措置の基本方針」に基づき、適切な品質マネジメントシステムの下に保安管理を実施し、また、「五 2 安全確保対策」に基づき、日本産業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、放射性物質の拡散及び漏えい防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策及び労働災害防止対策を講じる。</u></p> <p><u>(1) 圧縮減容装置</u></p> <p><u>雑固体廃棄物及び解体工事で発生する金属等の減容のため圧縮減容装置を導入する。圧縮減容装置は、耐震重要度Cクラスの耐震設計を行う。圧縮減容装置の名称、設置位置、種類、処理能力、主要寸法、主要材料、個数、原動機の種類、原動機の出力及び原動機の個数を表5-4に、圧縮減容装置の配置図を図5-3に、圧縮減容装置の概略図を図5-4に示す。</u></p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>2. 5 保安に関すること</p> <p>燃料体の炉心への再装荷を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「<u>△核燃料物質の管理及び譲渡し</u>」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、<u>除熱、密封、放射線遮蔽</u>、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 2 解体の方法</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>施設の解体方法を表5-2に示す。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>性能維持施設の追加による変更(使用済燃料輸送容器)</p> <p>4. 2. 1 項 タイトルの 削除</p> <p>記載の削除 (圧縮減容装置の導入に関する記載を本文七に見直したことによる。)</p>

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年9月4日 廃室巻第39号）補正前後比較表

変更前

変更後

備考

表5-1 解体対象施設（1/4）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物
	燃料体	燃料集合体 ^{※1}
	原子炉容器	原子炉容器
	生体しゃへい体	原子炉容器外側の壁 ドラライウエル外周の壁
		原子炉建物外壁
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置（1号炉原子炉建物内）
		原子炉建物クレーン（1号炉原子炉建物内）
		キャスク除染設備（1号炉原子炉建物内）
		新燃料貯蔵設備
		使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建物内）
核燃料物質貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備（2号炉原子炉建物内） ^{※2}

※1 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者に譲渡す。

※2 2号炉との共用施設は解体対象施設から除く。

表5-1 解体対象施設（1/4）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物
	燃料体	燃料集合体 ^{※1}
	原子炉容器	原子炉容器
	生体しゃへい体	原子炉容器外側の壁 ドラライウエル外周の壁
		原子炉建物外壁
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置（1号炉原子炉建物内）
		原子炉建物クレーン（1号炉原子炉建物内）
		キャスク除染設備（1号炉原子炉建物内）
		使用済燃料輸送容器 ^{※2}
		新燃料貯蔵設備
核燃料物質貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建物内）
		使用済燃料貯蔵設備（2号炉原子炉建物内） ^{※3}

※1 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者に譲渡す。

※2 使用済燃料輸送容器はリース品であることから、使用終了後は所有者との取り決めに従って撤去する。

※3 2号炉との共用施設は解体対象施設から除く。

記載の通正
化（表中の
注釈文字を
半角から全
角に変更、
以下表5-1
において
同じ）

解体対象施設
の追加
（使用済燃料輸送容器）

注釈番号の
変更

注釈の追加

注釈番号の
変更

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年9月4日 廃室巻第39号）補正前後比較表

変更前

変更後

備考

表5-1 解体対象施設（2/4）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称
原子炉冷却系統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系
		原子炉冷却材浄化系
		主蒸気系
		バイパス系
		給水系
		タービン
		復水器
		復水ポンプ
		復水脱塩装置
		給水加熱器
		非常用復水器
		炉心スプレイ系
		高圧注水系
計測制御系統施設	計装	核計装
		プロセス計装
		安全保護回路
		連動回路
		制御材 ^{※3}
非常用制御設備	非常用制御設備	制御材駆動設備
		液体毒物注入系

※3 制御材は、原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物として処理する。

表5-1 解体対象施設（2/4）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称
原子炉冷却系統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系
		原子炉冷却材浄化系
		主蒸気系
		バイパス系
		給水系
		タービン
		復水器
		復水ポンプ
		復水脱塩装置
		給水加熱器
		非常用復水器
		炉心スプレイ系
		高圧注水系
計測制御系統施設	計装	核計装
		プロセス計装
		安全保護回路
		連動回路
		制御材 ^{※4}
非常用制御設備	非常用制御設備	制御材駆動設備
		液体毒物注入系

※4 制御材は、原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物として処理する。

注積番号の
変更（以下
同じ）

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

敦賀発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 (令和 2 年 9 月 4 日 廃室巻第 3 9 号) 補正前後比較表

変更前

変更後

備考

表 5-1 解体対象施設 (3/4)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称
計測制御系統施設	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ
		再循環流量制御
		初圧調整装置
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排ガス再結合器
		排ガスコンデンサ
		活性炭式希ガスホルドアップ装置
		隔離できる弁
		排気筒
		機器ドレン系
		床ドレン系 ^{※4}
再生廃液系		
固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	シャワードレン系 ^{※1}
		フィルタスラッジ貯蔵タンク
		使用済樹脂貯蔵タンク
		復水脱塩装置使用済樹脂受タンク
		ク

※ 4 2 号炉との共用施設は解体対象施設から除く。

※ 5 汚染部にコンクリートを充填して封鎖した一般排水路を含む。

表 5-1 解体対象施設 (3/4)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称
計測制御系統施設	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ
		再循環流量制御
		初圧調整装置
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排ガス再結合器
		排ガスコンデンサ
		活性炭式希ガスホルドアップ装置
		隔離できる弁
		排気筒
		機器ドレン系
		床ドレン系 ^{※5}
再生廃液系		
固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	シャワードレン系 ^{※2}
		フィルタスラッジ貯蔵タンク
		使用済樹脂貯蔵タンク
		復水脱塩装置使用済樹脂受タンク
		ク

※ 5 2 号炉との共用施設は解体対象施設から除く。

※ 6 汚染部にコンクリートを充填して封鎖した一般排水路を含む。

注釈番号の変更 (以下同じ)

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まれない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年9月4日 廃室巻第39号）補正前後比較表

変更前

変更後

備考

表5-1 解体対象施設（4/4）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク
		クラッドスラリ貯蔵タンク
		アスファルト固化装置
		雑固体焼却設備 ^{※6}
		サイトバンカ
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視装置 ^{※6}
		放射線管理設備
		排気筒モニタ
		排水のサンプリング・モニタ設備
		風向、風速計 ^{※6}
原子炉格納施設	格納容器 主要な附属設備	格納容器
		格納容器内ガス濃度制御系
		ドライウエル内ガス冷却装置
		格納容器冷却系
		原子炉建物 ^{※7}
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	原子炉建物通常用換気系
		非常用ガス処理系
		受電系統 ^{※7}
		電源設備
		タービン帯蒸気発生器

※6 2号炉との共用施設は解体対象施設から除く（雑固体焼却設備及び焼却炉建物の放射線監視装置は解体対象）。

※7 放射線物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

表5-1 解体対象施設（4/4）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク
		クラッドスラリ貯蔵タンク
		アスファルト固化装置
		雑固体焼却設備 ^{※7}
		サイトバンカ
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視装置 ^{※7}
		放射線管理設備
		排気筒モニタ
		排水のサンプリング・モニタ設備
		風向、風速計 ^{※7}
原子炉格納施設	格納容器 主要な附属設備	格納容器
		格納容器内ガス濃度制御系
		ドライウエル内ガス冷却装置
		格納容器冷却系
		原子炉建物 ^{※8}
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	原子炉建物通常用換気系
		非常用ガス処理系
		受電系統 ^{※7}
		電源設備
		タービン帯蒸気発生器

※7 2号炉との共用施設は解体対象施設から除く（雑固体焼却設備及び焼却炉建物の放射線監視装置は解体対象）。

※8 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前

変更後

備考

表 5-3 廃止措置期間中に新たに導入する設備

設備名称	概要	撤去時期
圧縮減容装置	維固体廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。	処理の対象となる廃棄物の処理が終了した段階で撤去する。

表 5-4 圧縮減容装置の名称, 設置位置, 種類, 処理能力, 主要寸法, 主要材料, 個数, 原動機の種類, 原動機の出力及び原動機の個数

名称	圧縮減容装置
設置位置	タービン建物 1 階
種類	油圧式
処理能力	本/時 約 15
主要寸法	たて mm 約 3,550
	横 mm 約 1,900
	高さ mm 約 945
主要材料	合金鋼
個数	1
原動機の種類	電動機
原動機の出力	kW 約 37
原動機の個数	1

(削除)

(削除)

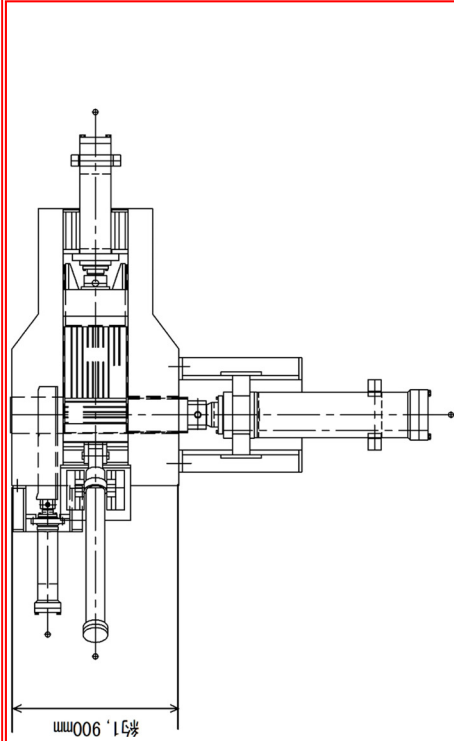
記載の削除 (圧縮減容装置の導入に関する記載を本文七に見直したることによる。)

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり, 下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線, 二重枠及び下線は変更内容に含まれない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年9月4日 廃室発第39号）補正前後比較表

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">図 51-3 圧縮減容装置の配置図</p> <div style="border: 2px solid red; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">□ は、営業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>備考 記載の削除（圧縮減容装置の導入に関する記載を本文七に見直したることによる。）</p>

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まれない。

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>記載の削除 (圧縮減容 装置の導入 に関する記 載を本文七 に見直した ことによ る。)</p>

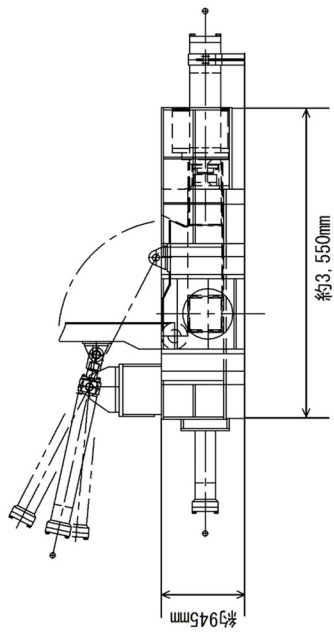


図5-4 圧縮減容装置の概略図面

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まれない。

変更前	変更後	備考
<p>六 性能維持施設</p> <p>1 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋・構築物等、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気系、並びに消火装置及び非常用照明を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。2号炉との共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</p> <p>性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持管理についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの期間、放射性物質の漏えい防止及び放射線遮蔽の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>また、放射能レベルが高い物（炉心支持構造物）の搬出完了までの期間、生体しやへい体の放射線遮蔽の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(2) 1号炉原子炉建物内の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、新燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間、燃料取扱、臨界防止、及び燃料落下防止の機能及び性能を維持管理する。また、使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、並びに使用済燃料プール水補給及び浄化の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>2号炉原子炉建物内の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち、1号炉使用済燃料に係る臨界防止の機能及び性能は1号炉で維持管理し、その他の機能及び性能は2号炉で維持管理する。</p> <p>なお、2号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（1号炉使用済燃料ラック）は所定の手続きを経たのち2号炉で維持管理する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を処理するため、放射性気体廃棄物については管理区域解除までの期間、放射性液体廃棄物については処理完了までの期間、放射性廃棄物処理の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>また、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵するため、固体廃棄物の処理完了及び貯蔵している固体廃棄物の搬出完了までの期間、放射性廃棄物処理・貯蔵の機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p>1 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋・構築物等、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気系、非常用電源設備、並びに消火装置及び非常用照明を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。2号炉との共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</p> <p>性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持管理についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>(1) 放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋・構築物等については、これらの系統及び設備が撤去されるまでの期間、放射性物質の漏えい防止及び放射線遮蔽の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>また、放射能レベルが高い物（炉心支持構造物）の搬出完了までの期間、生体しやへい体の放射線遮蔽の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(2) 1号炉原子炉建物内の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、新燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間、燃料取扱、臨界防止、及び燃料落下防止の機能及び性能を維持管理する。また、使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間、燃料取扱、臨界防止、除熱、密封、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、並びに使用済燃料プール水補給及び浄化の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>2号炉原子炉建物内の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち、1号炉使用済燃料に係る臨界防止の機能及び性能は1号炉で維持管理し、その他の機能及び性能は2号炉で維持管理する。</p> <p>なお、2号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（1号炉使用済燃料ラック）は所定の手続きを経たのち2号炉で維持管理する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を処理するため、放射性気体廃棄物については管理区域解除までの期間、放射性液体廃棄物については処理完了までの期間、放射性廃棄物処理の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>また、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵するため、固体廃棄物の処理完了及び貯蔵している固体廃棄物の搬出完了までの期間、放射性廃棄物処理・貯蔵の機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>記載の追加 (以降記載との整合)</p> <p>記載の適正化</p> <p>性能維持施設の追加による変更 (使用済燃料輸送容器)</p>

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

敦賀発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 (令和 2 年 9 月 4 日 廃室発第 3 9 号) 補正前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(4) 放射線管理施設については、管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理及び環境への放射性物質の管理放出のため、関連する設備の供用の終了までの期間、放射線監視及び管理放出の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(5) 換気系については、放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、空気の浄化が必要な場合、及び工事に伴い気体状の放射性物質が発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放射性気体廃棄物の放出の防止のために必要な場合に、原子炉建物通常換気系は関連する設備の供用の終了までの期間、タービン建物換気系、サービスマン換気系及び廃棄物処理建物換気系は管理区域解除までの期間、換気系の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(6) 非常用電源設備については、使用済燃料運搬完了までの期間、原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(7) その他の安全確保上必要な設備については、関連する設備の供用の終了までの期間、安全確保上必要な設備それぞれに要求される機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>(4) 放射線管理施設については、管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理及び環境への放射性物質の管理放出のため、関連する設備の供用の終了までの期間、放射線監視及び管理放出の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(5) 換気系については、放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、空気の浄化が必要な場合、及び工事に伴い気体状の放射性物質が発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放射性気体廃棄物の放出の防止のために必要な場合に、原子炉建物通常換気系は関連する設備の供用の終了までの期間、タービン建物換気系、サービスマン換気系及び廃棄物処理建物換気系は管理区域解除までの期間、換気系の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(6) 非常用電源設備については、使用済燃料運搬完了までの期間、原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(7) その他の安全確保上必要な設備については、関連する設備の供用の終了までの期間、安全確保上必要な設備それぞれに要求される機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>専ら廃止措置で使用される性能維持施設に関する記載の追加</p>
<p>以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設を表 6-1 に示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて、表 6-1 に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設を表 6-1 に示す。</p> <p>なお、性能維持施設のうち、原子炉施設を解体する工事を実施するに当たって、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用する線量に導入する施設又は設備（以下「専ら廃止措置で使用する性能維持施設」という。）については、表 6-2 に示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて、表 6-1 又は表 6-2 に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>専ら廃止措置で使用される性能維持施設に関する記載の追加</p>
<p>2 性能維持施設の施設管理</p> <p>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、保安規定に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</p>	<p>2 性能維持施設の施設管理</p> <p>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、保安規定に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</p>	<p>注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まれない。</p>

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 (令和2年9月4日 廃室巻第39号) 補正前後比較表

変更前

表6-1 性能維持施設 (5/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	既許認可通り	機能	性能	維持期間	備考
		装置	設備(建屋)名称						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視	固定エリア・モニタ	20台	既許認可通り	放射線監視機能 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 汚染の管理ができる状態であること。	関連する設備の 供用の終了まで		
		装置	半固定放射線検出器	1式	既許認可通り				
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排水のサンプリング・モニタ設備		1式	既許認可通り	放射線監視機能 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射線物質の濃度を測定できる状態であること。	関連する設備の 供用の終了まで		
		排水同モニタ		1式	既許認可通り				
放射線管理施設	主要な附属設備	原子炉建物		1式	既許認可通り	外部へ放射線物質が漏えいするおそれによる機密 (非常用ガス処理)による機密 性能は維持しない。	管理区域解除まで		
			1系統		1台				
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	電源設備	蓄電池	1組	既許認可通り	電源供給機能 直流電源線に接続している性能 維持施設へ電源を供給できる状態であること。	完了まで		
			送風機 排風機 ファン	1台 1台 1台	既許認可通り	換気機能 放射線障害を防止するために必要 な換気ができる状態であること。	供用の終了まで		

(注) 2号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。

変更後

表6-1 性能維持施設 (5/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	既許認可通り	機能	性能	維持期間	備考
		装置	設備(建屋)名称						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視	固定エリア・モニタ	20台	既許認可通り	放射線監視機能 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 汚染の管理ができる状態であること。	関連する設備の 供用の終了まで		
		装置	半固定放射線検出器	1式	既許認可通り				
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排水のサンプリング・モニタ設備		1式	既許認可通り	放射線監視機能 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射線物質の濃度を測定できる状態であること。	関連する設備の 供用の終了まで		
		排水同モニタ		1式	既許認可通り				
放射線管理施設	主要な附属設備	原子炉建物		1式	既許認可通り	外部へ放射線物質が漏えいするおそれによる機密 (非常用ガス処理)による機密 性能は維持しない。	管理区域解除まで		
			1系統		1台				
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	電源設備	蓄電池	1組	既許認可通り	電源供給機能 直流電源線に接続している性能 維持施設へ電源を供給できる状態であること。	完了まで		
			送風機 排風機 ファン	1台 1台 1台	既許認可通り	換気機能 放射線障害を防止するために必要 な換気ができる状態であること。	供用の終了まで		

(注) 2号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。

誤記の訂正

(注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まれない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年9月4日 廃室発第39号）補正前後比較表

変更前

変更後

									備考 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の追加（圧縮減容装置）
--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------

表6-2 専ら廃止措置で使用する性能維持施設

備考	維持期間	性能	機能	「七」専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法」に示す通り	1台	位置、構造及び設備	設備(律用)名称	圧縮減容装置
							設備等の区分	放射線廃棄物の廃棄施設
							放射線廃棄物の廃棄施設	

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <p>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は、表6-1に示すとおりである。</p> <p>表6-1に示す性能維持施設は、原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり、これを引き続き使用するため、その性能維持施設の仕様等として、設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置、構造及び設備」欄に示すとともに、廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。</p> <p>この性能維持施設を維持管理し、使用することを前提としていることから、性能維持施設の性能は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に、廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて、表6-1に示す性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <p>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は、表6-1及び表6-2に示すとおりである。</p> <p>1 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <p>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は、表6-1に示す性能維持施設は、原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり、これを引き続き使用するため、その性能維持施設の仕様等として、設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置、構造及び設備」欄に示すとともに、廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。</p> <p>表6-2に示す専ら廃止措置で使用する性能維持施設は、「2 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法」に従って導入し、その仕様及び必要な台数を「位置、構造及び設備」欄に示すとともに、必要となる機能を「機能」欄に示す。</p> <p>これらの性能維持施設を維持管理し、使用することを前提としていることから、性能維持施設の性能は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に、廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて、表6-1又は表6-2に示す性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>2 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法</p> <p>専ら廃止措置で使用する性能維持施設の導入に当たっては、「五 1 廃止措置の基本方針」に基づき、適切な品質マネジメントシステムの下に保安管理を実施し、また、「五 2 安全確保対策」に基づき、日本産業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、放射性物質の拡散及び漏えい防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策及び労働災害防止対策を講じる。</p> <p>(1) 圧縮減容装置</p> <p>維固体廃棄物及び解体工事で発生する金属等の減容のため、放射性廃棄物処理機能を持つ固体廃棄物の廃棄設備として、圧縮減容装置を導入する。圧縮減容装置は、耐震重要度Cクラスの耐震設計を行う。圧縮減容装置の配置図を図7-1に、圧縮減容装置の概略図面を図7-2に示す。</p> <p>以上の基本的考え方に基づく専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設置位置及び設計については表7-1に示す。</p>	<p>専ら廃止措置で使用する性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する記載の追加 (以下同じ)</p>
	<p>注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。</p>	

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 (令和2年9月4日 廃室巻第39号) 補正前後比較表

変更前

変更後

備考	<p>専ら廃止措置で使用する性能維持施設の追加(圧縮減容装置)</p> <p>記載の適正化(処理能力及び主要材料)</p>																																																									
	<p>表7-1 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設置位置及び設計</p> <table border="1" data-bbox="220 678 1378 1093"> <tr> <td colspan="2">設備名称</td> <td colspan="2">圧縮減容装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置位置</td> <td colspan="2">タービド建物1階</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">設計</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>1</td> <td>処理能力</td> <td>分/本</td> <td>約4</td> </tr> <tr> <td>主寸</td> <td></td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>約3,550</td> </tr> <tr> <td>深</td> <td></td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>約1,900</td> </tr> <tr> <td>注</td> <td></td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>約945</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>1</td> <td colspan="3">圧縮金型：合金鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>原動機の種類</td> <td>1</td> <td colspan="3">電動機</td> </tr> <tr> <td>原動機の出力</td> <td>約37</td> <td colspan="3">kW</td> </tr> <tr> <td>原動機の個数</td> <td>1</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	設備名称		圧縮減容装置		設置位置		タービド建物1階		設計				種類	1	処理能力	分/本	約4	主寸		たて	mm	約3,550	深		横	mm	約1,900	注		高さ	mm	約945	主要材料	1	圧縮金型：合金鋼			個数	1				原動機の種類	1	電動機			原動機の出力	約37	kW			原動機の個数	1			
設備名称		圧縮減容装置																																																								
設置位置		タービド建物1階																																																								
設計																																																										
種類	1	処理能力	分/本	約4																																																						
主寸		たて	mm	約3,550																																																						
深		横	mm	約1,900																																																						
注		高さ	mm	約945																																																						
主要材料	1	圧縮金型：合金鋼																																																								
個数	1																																																									
原動機の種類	1	電動機																																																								
原動機の出力	約37	kW																																																								
原動機の個数	1																																																									

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まれない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年9月4日 廃室発第39号）補正前後比較表

変更前	変更後	備考
	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 150px;"></div> <p style="text-align: center;">図 7-1-1 圧縮減容装置の配置図</p> </div> <p style="text-align: right;">□ は、営業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。</p>	<p>専ら廃止措置で使用する性能維持施設の追加（圧縮減容装置）</p>

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まれない。

変更前

変更後

備考

専ら廃止措置で使用する性能維持施設の追加（圧縮減容装置）

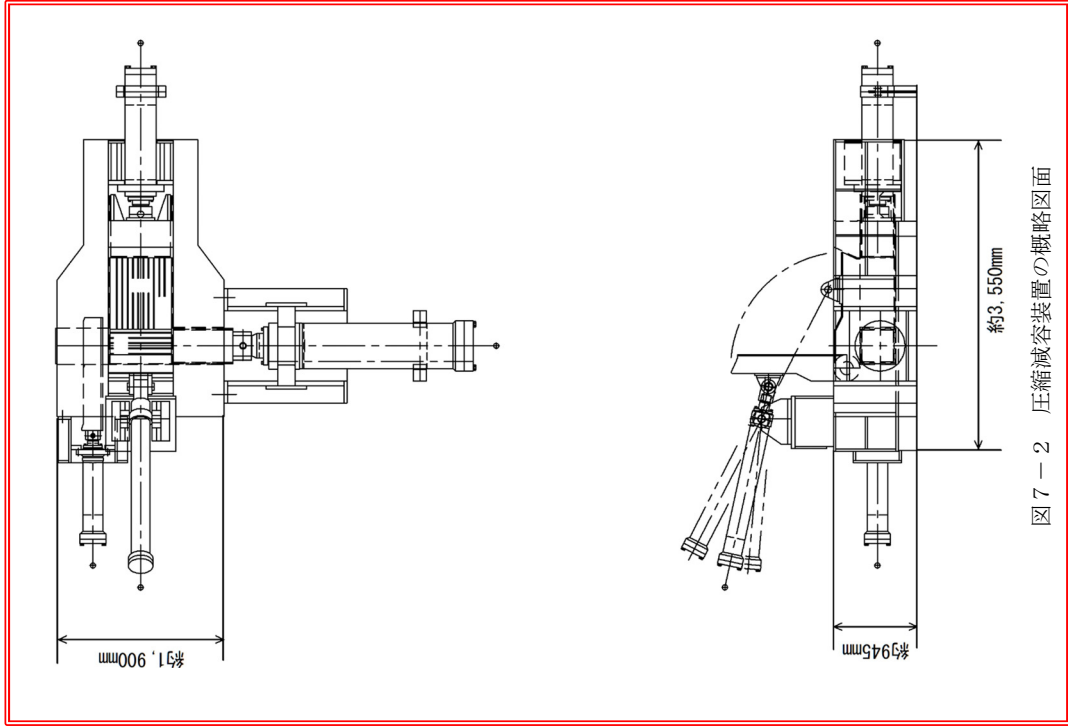


図7-2 圧縮減容装置の概略図面

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 (令和2年9月4日 廃室発第39号) 補正前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <p>廃止措置期間中における敦賀発電所1号炉の安全を達成・維持・向上させるため、敦賀発電所設置変更許可申請(1号炉)本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動を行う仕組みを含めた、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、「敦賀発電所原子炉施設保安規定(1号炉)」の品質マネジメントシステム計画に定めている。</p> <p>保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づき、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを保安規定及び品質保証規程並びにそれらに基づく下部規程により明確にし、これらを効果的に運用することにより、廃止措置期間中における敦賀発電所1号炉の安全の達成、維持及び向上を図る。</p>	<p>十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <p>廃止措置期間中における敦賀発電所1号炉の安全を達成・維持・向上させるため、敦賀発電所設置変更許可申請(1号炉)本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動を行う仕組みを含めた、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、<u>保安規定の品質マネジメントシステム計画に定めている。</u></p> <p>保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づき、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを保安規定及び品質保証規程並びにそれらに基づく下部規程により明確にし、これらを効果的に運用することにより、<u>廃止措置期間中における敦賀発電所1号炉の安全の達成、維持及び向上を図る。</u></p>	<p>記載の適正化</p>

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まれない。

変更前	変更後	備考																						
<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p>																							
<p>3 性能維持施設の機能及びその性能 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 廃止措置では、燃料集合体を運搬又は搬出の際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="542 1276 718 2049"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</td> </tr> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>原子炉建物クレーン (1号炉原子炉建物内)</td> </tr> <tr> <td>燃料落下防止機能</td> <td>キャスク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	燃料取扱機能	燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)	臨界防止機能	原子炉建物クレーン (1号炉原子炉建物内)	燃料落下防止機能	キャスク除染設備 (1号炉原子炉建物内)	<p>3 性能維持施設の機能及びその性能 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 廃止措置では、燃料集合体を運搬又は搬出の際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="542 336 853 1108"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</td> </tr> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>原子炉建物クレーン (1号炉原子炉建物内)</td> </tr> <tr> <td>燃料落下防止機能</td> <td>キャスク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</td> </tr> <tr> <td>除熱機能</td> <td>使用済燃料輸送容器</td> </tr> <tr> <td>密封機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽機能</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	燃料取扱機能	燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)	臨界防止機能	原子炉建物クレーン (1号炉原子炉建物内)	燃料落下防止機能	キャスク除染設備 (1号炉原子炉建物内)	除熱機能	使用済燃料輸送容器	密封機能		放射線遮蔽機能		<p>性能維持施設 設の追加による変更(使用済燃料輸送容器) (以下同じ)</p>
機能	性能維持施設																							
燃料取扱機能	燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)																							
臨界防止機能	原子炉建物クレーン (1号炉原子炉建物内)																							
燃料落下防止機能	キャスク除染設備 (1号炉原子炉建物内)																							
機能	性能維持施設																							
燃料取扱機能	燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)																							
臨界防止機能	原子炉建物クレーン (1号炉原子炉建物内)																							
燃料落下防止機能	キャスク除染設備 (1号炉原子炉建物内)																							
除熱機能	使用済燃料輸送容器																							
密封機能																								
放射線遮蔽機能																								
<p>なお、廃止措置段階では炉心一使用済燃料プール間の燃料移送機能は必要ないため、維持しない。</p> <p>核燃料物質取扱設備の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内) は、新燃料又は使用済燃料を取扱い中、動力電源及び空気が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作すること。 原子炉建物クレーン (1号炉原子炉建物内) は、新燃料を取扱い中、動力電源が喪失した場合に新燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料等が破損しないよう正常に動作すること。 キャスク除染設備 (1号炉原子炉建物内) は、キャスクの除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	<p>なお、廃止措置段階では炉心一使用済燃料プール間の燃料移送機能は必要ないため、維持しない。</p> <p>核燃料物質取扱設備の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内) は、新燃料又は使用済燃料を取扱い中、動力電源及び空気が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作すること。 原子炉建物クレーン (1号炉原子炉建物内) は、新燃料を取扱い中、動力電源が喪失した場合に新燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料等が破損しないよう正常に動作すること。 キャスク除染設備 (1号炉原子炉建物内) は、キャスクの除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。 使用済燃料輸送容器は、使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	<p>性能維持施設 設の追加による変更(使用済燃料輸送容器) (以下同じ)</p>																						

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まれない。

変更前	変更後	備考																						
<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設 a. 気体廃棄物の廃棄施設 廃止措置では、放射性気体廃棄物を処理することから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="375 336 454 481"> <tr> <td>機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>排気筒（排気口）</td> </tr> </table> <p>なお、排気筒は原子炉本体等解体期間中に解体するため、排気筒を解体した以降は、放射性気体廃棄物は排気口から大気へ管理放出する。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出することから、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="853 336 1133 481"> <tr> <td>機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td>機器ドレン系 機器ドレン収集タンク 電磁ろ過器供給タンク 超ろ過器供給タンク 処理水タンク 機器ドレンサンプルタンク ろ過装置 脱塩器</td> </tr> <tr> <td>床ドレン系 床ドレン収集タンク 床ドレン受タンク 復水受タンク 床ドレンサンプルタンク 蒸発濃縮装置 脱塩器</td> </tr> <tr> <td>再生廃液系</td> <td>廃液中和タンク 中和廃液タンク 蒸発濃縮装置</td> </tr> </table>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	排気筒（排気口）	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	機器ドレン系 機器ドレン収集タンク 電磁ろ過器供給タンク 超ろ過器供給タンク 処理水タンク 機器ドレンサンプルタンク ろ過装置 脱塩器	床ドレン系 床ドレン収集タンク 床ドレン受タンク 復水受タンク 床ドレンサンプルタンク 蒸発濃縮装置 脱塩器	再生廃液系	廃液中和タンク 中和廃液タンク 蒸発濃縮装置	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設 a. 気体廃棄物の廃棄設備 廃止措置では、放射性気体廃棄物を処理することから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="375 638 454 784"> <tr> <td>機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>排気筒（排気口）</td> </tr> </table> <p>なお、排気筒は原子炉本体等解体期間中に解体するため、排気筒を解体した以降は、放射性気体廃棄物は排気口から大気へ管理放出する。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出することから、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="853 638 1133 784"> <tr> <td>機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td>機器ドレン系 機器ドレン収集タンク 電磁ろ過器供給タンク 超ろ過器供給タンク 処理水タンク 機器ドレンサンプルタンク ろ過装置 脱塩器</td> </tr> <tr> <td>床ドレン系 床ドレン収集タンク 床ドレン受タンク 復水受タンク 床ドレンサンプルタンク 蒸発濃縮装置 脱塩器</td> </tr> <tr> <td>再生廃液系</td> <td>廃液中和タンク 中和廃液タンク 蒸発濃縮装置</td> </tr> </table>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	排気筒（排気口）	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	機器ドレン系 機器ドレン収集タンク 電磁ろ過器供給タンク 超ろ過器供給タンク 処理水タンク 機器ドレンサンプルタンク ろ過装置 脱塩器	床ドレン系 床ドレン収集タンク 床ドレン受タンク 復水受タンク 床ドレンサンプルタンク 蒸発濃縮装置 脱塩器	再生廃液系	廃液中和タンク 中和廃液タンク 蒸発濃縮装置	<p>記載の適正化（以下同じ）</p>
機能	性能維持施設																							
放射性廃棄物処理機能	排気筒（排気口）																							
機能	性能維持施設																							
放射性廃棄物処理機能	機器ドレン系 機器ドレン収集タンク 電磁ろ過器供給タンク 超ろ過器供給タンク 処理水タンク 機器ドレンサンプルタンク ろ過装置 脱塩器																							
	床ドレン系 床ドレン収集タンク 床ドレン受タンク 復水受タンク 床ドレンサンプルタンク 蒸発濃縮装置 脱塩器																							
再生廃液系	廃液中和タンク 中和廃液タンク 蒸発濃縮装置																							
機能	性能維持施設																							
放射性廃棄物処理機能	排気筒（排気口）																							
機能	性能維持施設																							
放射性廃棄物処理機能	機器ドレン系 機器ドレン収集タンク 電磁ろ過器供給タンク 超ろ過器供給タンク 処理水タンク 機器ドレンサンプルタンク ろ過装置 脱塩器																							
	床ドレン系 床ドレン収集タンク 床ドレン受タンク 復水受タンク 床ドレンサンプルタンク 蒸発濃縮装置 脱塩器																							
再生廃液系	廃液中和タンク 中和廃液タンク 蒸発濃縮装置																							

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 (令和2年9月4日 廃室発第39号) 補正前後比較表

変更前		変更後		備考																																																
クラッドストラクチャー	クラッドストラクチャー	クラッドストラクチャー	クラッドストラクチャー																																																	
フィルタストラッジメント	フィルタストラッジメント	フィルタストラッジメント	フィルタストラッジメント																																																	
液体廃棄物の廃棄設備の性能は、以下のとおり。	液体廃棄物の廃棄設備の性能は、以下のとおり。	液体廃棄物の廃棄設備の性能は、以下のとおり。	液体廃棄物の廃棄設備の性能は、以下のとおり。																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 各タンクは、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 ろ過装置、脱塩器、及び蒸発濃縮装置は、放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 各タンクは、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 ろ過装置、脱塩器、及び蒸発濃縮装置は、放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 各タンクは、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 ろ過装置、脱塩器、及び蒸発濃縮装置は、放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 各タンクは、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 ろ過装置、脱塩器、及び蒸発濃縮装置は、放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 																																																	
c. 固体廃棄物の廃棄設備	c. 固体廃棄物の廃棄設備	c. 固体廃棄物の廃棄設備	c. 固体廃棄物の廃棄設備																																																	
<p>廃止措置では、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵することから、「放射性廃棄物処理・貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>フィルタストラッジメント貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>復水脱塩装置使用済樹脂受タンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>クラッドストラクチャー貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線廃棄物処理機能</td> <td>アスファルト固化装置</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタストラッジメント貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	復水脱塩装置使用済樹脂受タンク	濃縮廃液貯蔵タンク	クラッドストラクチャー貯蔵タンク	サイトバンカ		放射線廃棄物処理機能	アスファルト固化装置	<p>廃止措置では、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵することから、「放射性廃棄物処理・貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>フィルタストラッジメント貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>復水脱塩装置使用済樹脂受タンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>クラッドストラクチャー貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線廃棄物処理機能</td> <td>アスファルト固化装置</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタストラッジメント貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	復水脱塩装置使用済樹脂受タンク	濃縮廃液貯蔵タンク	クラッドストラクチャー貯蔵タンク	サイトバンカ		放射線廃棄物処理機能	アスファルト固化装置	<p>廃止措置では、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵することから、「放射性廃棄物処理・貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>フィルタストラッジメント貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>復水脱塩装置使用済樹脂受タンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>クラッドストラクチャー貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線廃棄物処理機能</td> <td>アスファルト固化装置</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタストラッジメント貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	復水脱塩装置使用済樹脂受タンク	濃縮廃液貯蔵タンク	クラッドストラクチャー貯蔵タンク	サイトバンカ		放射線廃棄物処理機能	アスファルト固化装置	<p>廃止措置では、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵することから、「放射性廃棄物処理・貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は、下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>フィルタストラッジメント貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>復水脱塩装置使用済樹脂受タンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>クラッドストラクチャー貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線廃棄物処理機能</td> <td>アスファルト固化装置</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタストラッジメント貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	復水脱塩装置使用済樹脂受タンク	濃縮廃液貯蔵タンク	クラッドストラクチャー貯蔵タンク	サイトバンカ		放射線廃棄物処理機能	アスファルト固化装置	
機能	性能維持施設																																																			
放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタストラッジメント貯蔵タンク																																																			
	使用済樹脂貯蔵タンク																																																			
	復水脱塩装置使用済樹脂受タンク																																																			
	濃縮廃液貯蔵タンク																																																			
	クラッドストラクチャー貯蔵タンク																																																			
サイトバンカ																																																				
放射線廃棄物処理機能	アスファルト固化装置																																																			
機能	性能維持施設																																																			
放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタストラッジメント貯蔵タンク																																																			
	使用済樹脂貯蔵タンク																																																			
	復水脱塩装置使用済樹脂受タンク																																																			
	濃縮廃液貯蔵タンク																																																			
	クラッドストラクチャー貯蔵タンク																																																			
サイトバンカ																																																				
放射線廃棄物処理機能	アスファルト固化装置																																																			
機能	性能維持施設																																																			
放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタストラッジメント貯蔵タンク																																																			
	使用済樹脂貯蔵タンク																																																			
	復水脱塩装置使用済樹脂受タンク																																																			
	濃縮廃液貯蔵タンク																																																			
	クラッドストラクチャー貯蔵タンク																																																			
サイトバンカ																																																				
放射線廃棄物処理機能	アスファルト固化装置																																																			
機能	性能維持施設																																																			
放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタストラッジメント貯蔵タンク																																																			
	使用済樹脂貯蔵タンク																																																			
	復水脱塩装置使用済樹脂受タンク																																																			
	濃縮廃液貯蔵タンク																																																			
	クラッドストラクチャー貯蔵タンク																																																			
サイトバンカ																																																				
放射線廃棄物処理機能	アスファルト固化装置																																																			
<p>固体廃棄物の廃棄設備の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各タンク及びサイトバンカは、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 アスファルト固化装置は、放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 	<p>固体廃棄物の廃棄設備の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各タンク及びサイトバンカは、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 アスファルト固化装置は、放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 	<p>固体廃棄物の廃棄設備の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各タンク及びサイトバンカは、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 アスファルト固化装置及び圧縮減容装置は、放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 	<p>固体廃棄物の廃棄設備の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各タンク及びサイトバンカは、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 アスファルト固化装置及び圧縮減容装置は、放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 	性能維持施設の追加による変更(圧縮減容装置)(以下同じ)																																																

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>4 性能維持施設の維持期間 廃止措置の進捗により性能維持施設は段階的に縮小されていく。このため性能維持施設に要求される機能に対して、機能及び性能を維持すべき期間を、廃止措置期間全体を見通し、設備ごとに定める。</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備 核燃料物質取扱施設の「燃料取扱機能」及び性能、「臨界防止機能」及び性能、並びに「燃料落下防止機能」及び性能、「除熱機能」及び性能、「密封機能」及び性能、並びに「放射線遮蔽機能」及び性能は、取扱対象である1号炉の新燃料及び使用済燃料の運搬又は搬出が完了するまで維持する。</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備のうち、1号炉に貯蔵してある使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能、「浄化機能」及び性能、「使用済燃料プール水補給機能」及び性能、「水位の監視機能」及び性能、「漏えいの監視機能」及び性能、並びに「放射線遮蔽機能」及び性能は、貯蔵対象である使用済燃料の運搬が完了するまで維持する。また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、新燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>2号炉に貯蔵してある使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、貯蔵対象である使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設の「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、管理区域解除まで維持管理する。</p> <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性液体廃棄物(機器ドレン廃液、床ドレン廃液、再生廃液、クラッドスラリ廃液、フィルタスラッジ廃液)の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備のうち、「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、濃縮廃液処理完了まで維持管理する。「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能は、貯蔵している固体廃棄物の抜出完了まで維持管理する。</p>	<p>4 性能維持施設の維持期間 廃止措置の進捗により性能維持施設は段階的に縮小されていく。このため性能維持施設に要求される機能に対して、機能及び性能を維持すべき期間を、廃止措置期間全体を見通し、設備ごとに定める。</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備 核燃料物質取扱設備の「燃料取扱機能」及び性能、「臨界防止機能」及び性能、「燃料落下防止機能」及び性能、「除熱機能」及び性能、「密封機能」及び性能、並びに「放射線遮蔽機能」及び性能は、取扱対象である1号炉の新燃料及び使用済燃料の運搬又は搬出が完了するまで維持する。</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備のうち、1号炉に貯蔵してある使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能、「浄化機能」及び性能、「使用済燃料プール水補給機能」及び性能、「水位の監視機能」及び性能、「漏えいの監視機能」及び性能、並びに「放射線遮蔽機能」及び性能は、貯蔵対象である使用済燃料の運搬が完了するまで維持する。また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、新燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>2号炉に貯蔵してある使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、貯蔵対象である使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄設備 気体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、管理区域解除まで維持管理する。</p> <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性液体廃棄物(機器ドレン廃液、床ドレン廃液、再生廃液、クラッドスラリ廃液、フィルタスラッジ廃液)の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備のうち、「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、処理対象となる廃棄物の処理完了まで維持管理する。「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能は、貯蔵している固体廃棄物の抜出完了まで維持管理する。</p>	<p>記載の適正化 性能維持施設の追加による変更(使用済燃料輸送容器) 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 性能維持施設の追加による変更(圧縮減容装置)</p>

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。

敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 (令和2年9月4日 廃室発第39号) 補正前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>廃止措置期間中における敦賀発電所1号炉の安全を達成・維持・向上させるため、敦賀発電所設置変更許可申請(1号炉)本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、<u>敦賀発電所原子炉施設保安規定(1号炉)の品質マネジメントシステム計画に定めている。</u></p> <p>品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとし品質マネジメントシステムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</p> <p>また、品質マネジメントシステムのもとで性能を維持すべき施設及びその他の施設の施設等の廃止措置に係る業務を実施する。</p> <p>5. 廃止措置に係る業務</p> <p>廃止措置期間中における品質マネジメントシステムは、廃止措置の安全の重要性に応じた管理に応じた管理を実施する。廃止措置に係る工事等の業務、性能維持施設の施設管理等の廃止措置計画に基づく活動は、品質マネジメントシステム計画の下で実施する。</p>	<p>添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>廃止措置期間中における敦賀発電所1号炉の安全を達成・維持・向上させるため、敦賀発電所設置変更許可申請(1号炉)本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、<u>保安規定の品質マネジメントシステム計画に定めている。</u></p> <p>品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとし品質マネジメントシステムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</p> <p>また、品質マネジメントシステムのもとで性能を維持すべき施設及びその他の施設の施設等の廃止措置に係る業務を実施する。</p> <p>5. 廃止措置に係る業務</p> <p>廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。廃止措置に係る工事等の業務、性能維持施設の施設管理等の廃止措置計画に基づく活動は、品質マネジメントシステム計画の下で実施する。</p>	<p>記載の適正化(以下同じ)</p>

注) 二重下線及び二重枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。
二重下線、二重枠及び下線は変更内容に含まない。